

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

橘慶一郎委員

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○原口委員長 次に、橘慶一郎君。

○橘(慶)委員 ことし最初の質問ということになります。どうかまたよろしくお願いを申し上げます。たいと思います。

やはり最初なので、もう二月になりましたけれども、新年の歌、雪の歌で始めさせていただきたいと思えます。

万葉集巻十七、三千九百二十五番。

新しき年の初めに豊の年しるすとならし雪の降れるは

ありがとうございます。(拍手)

ことしはぜひ豊かな年になるように、今大雪ということですが、大雪対策はもちろんですけれども、この雪からいい年をぜひ開いていきたいものだと思います。

東日本大震災関連の交付税の特例法でありますので、最初に東日本大震災関係、最近の動きの中

で幾つかお伺いをしてまいりたいと思えます。

まず、福島第一原子力発電所の事故にかかわる地域であります。警戒区域と計画的避難区域から避難指示解除準備区域等への変更がこれから進んでいくわけであり。昨年九月末、緊急時避難準備区域がさきに解除された川内村のように、今後、役場機能をいよいよまた戻していく、そして、もとのふるさとでまた暮らしていく、こういうことになっていくという動きが出てきております。まず、こういったことについて、関連する総務省の支援の現状について大臣にお伺いいたします。

○川端国務大臣 ありがとうございます。

御指摘のように、昨年九月末に緊急時避難準備区域の解除がされました。一月三十一日に帰村宣言ということで、川内村のように、避難している住民の帰還に向けた取り組みを進める市町村が出てまいりました。役場を再開するとうに当たり、復旧経費等も当然ながら生じますので、川内村に對しては、新たに創設した市町村行政機能の応急復旧のための補助制度等によって支援を行っているところでありまして、川内村交付決定額、二十三年十二月二十六日で五千九百三十五万二千元、役場本庁舎修繕工事等を手当てさせていただきました。

また、原子力災害対策本部等において、警戒区域等の見直しについて、今年度末を目途に、県や市町村など関係者と協議を行っておるところであります。並行して、本格除染、インフラの復旧整備等の帰還に向けた支援について、関係省庁と

連携して検討が開始されているところでございます。

御指摘のとおり、避難指示解除準備区域、年間二十ミリシーベルト以下への見直しにより、自治体の行政機能の復旧へ向けた取り組みについても当然ながら加速されてくるのが想定されますので、総務省といたしましても、県、市町村の意見、要望を、それぞれ事情がございますので丁寧に向いながら、関係省庁と連携して、帰還に向けた取り組みが着実に進むよう、必要な対応を行ってまいります。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。

新たな経験をいろいろしていく、新たな対策を打っていかなきやいけないということでありまして、ぜひ、そういう連携、また前広に前広にお願いをしたいと思っております。

ただ、まだ帰れない方々というのも残念ながらあるわけでありまして、そこで、前回、昨年の秋もお伺いしましたが、原発避難者特例法ということとでつくられているわけでありまして、この事務処理の現況、また、そこに定められた住所移転者協議会のその後の運用状況について確認をさせていただきます。

○久元政府参考人 いわゆる原発避難者特例法の運用状況についてお答えを申し上げます。

昨年八月十二日に公布、施行されました後に、特例の対象となる避難元市町村といたしまして、九月十六日に福島県内の十三の指定市町村を指定させていただきます。

この法律は二つの部分から成っております。

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

橘慶一郎委員

住所を移さないで避難されている避難住民の方が避難先でしつかりと行政サービスが受けられるようにするために、十一月十五日には、避難先団体において処理すべき事務といたしまして、保育所の入所に関する事務など、十の法律の二百十九の事務の告示を行いました。

その後、一月の四日に、避難元の自治体から避難先の自治体に対して避難住民に関する情報の通知が行われております。

一月四日時点で、この避難住民の方の数は十万三千七十人になっておりまして、この十万人以上の方については、避難先の自治体において避難先の住民の方々と同じように行政サービスを受ける権利を有することになります。

現時点におきまして、私どもが聞き取っている段階では、大きな支障は生じていないというふうと考えております。

もう一つは、住所を移された方、法律上は住所移転者と呼んでおりますけれども、これらの方々につきましての対応でありますけれども、全ての市町村におきまして、この住所移転者に関する条例が策定済みであります。法律に基づく協議会は設けられてはおりませんが、この条例等に基づきまして、広報紙の送付などの情報提供等が行われております。

○橘（慶）委員 やはり十万人という数字を聞くたびにびっくりしてしまふわけですが、そういった方々への支援、また引き続きよろしくお願いを申し上げます、この運用をニーズに合わせてぜひ積極的にまた進めていただきたいと思います。

そして、今回、線量の年間二十ミリシーベルト以下の部分、また年間五十ミリシーベルト以上の部分、いろいろな場所が出てくるということが残念ながら明らかになってきています、私どもは何となく、年が明けると戻っていくというイメージであったわけですが、残念ながら帰還困難区域になる場所も多分出てくるのであろうと思っております。

この区域においては、五年以上この状況が続くということも出てくるわけでありまして、そうなつてまいりますと、その対象となる地域あるいは自治体に対して、また新たな手当ても必要になってくると思っております。

これは、言ってみれば、前広に想像しながら、ではどうしていくかということなんです、現在の総務省における支援の考え方についてお伺いをしております。

○川端国務大臣 先ほどから御指摘のように、今年度末を目途に、対策本部で見直しの協議を進めているところであります。見直し後の帰還困難区域というのは、五年以上、長期間にわたって帰れないということが想定をされておるわけです。

したがって、帰還困難区域を有する市町村を取り巻く環境というのは、それが指定された時点において、例えば、その市町村のどれぐらいの範囲までなるのかというのは、極端に言えば、全部なか半分なのかということも含めて、その市町村においてこれからの行政あるいは住民生活をどうするかということがいろいろ議論されていくと思っております。そういう部分では、まだ想定できな

いさまざまな事態がいつばい起こってくるのではないかと想定をしております。

そういう意味で、できるだけ、まさに柔軟に、しつかりと皆さんの思いが着実に前に進んでいくような施策を幅広く議論をして、丁寧に対応していきたいというふうに思っておりますので、いろいろな角度から御議論があれば、また我々にもお伝えいただければありがたいと思っております。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。ぜひそういう考え方で。

そこで、きょう、あと残った部分でもう一つだけ、瓦れきの処理の問題について、きょうは少し現状と、それから総務省さんにも果たしていただける役割があるものだと思いますので、その点を申し上げていきたいと思っております。

まず、被災地における瓦れきの処理、これは、第一段階は仮置き場へ持ってくる、第二段階はその仮置き場にあるものを最終処分する、こうなるかと思っております。

第一段階、仮置き場への移送ということについて、目標は一応今年度末ということになっておつたわけですが、現状、これは環境省の伊藤部長さんの方からお願いいたします。

○伊藤政府参考人 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を平成二十三年八月末までを目途に仮置き場へおおむね搬入する、これは最初の目標でございます。これにつきましては、福島県内の警戒区域を除く全ての市町村において達成しております。

現時点では、岩手、宮城、福島三県の沿岸部に

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

橘慶一郎委員

おける災害廃棄物発生推計量のうち、今後建物の解体によって生じるものを除けば、九六%の災害廃棄物が仮置き場へ移動されております。解体により生じるものを含む災害廃棄物につきましては、おおむねその七割を仮置き場への移動をしている、こういう状況でございます。

災害廃棄物の仮置き場への移動については平成二十四年三月までを目途に完了させるという目標でございますが、なお、宮城県の石巻市のように、特に家屋等の解体量が多く、大規模な建物の解体に時間を要する自治体につきましては、個別に目標を定めておりまして、遅くとも平成二十五年三月末までを目途に仮置き場への移動を完了させる、こういう目標にしておりますが、いずれにしろ、今全力で取り組んでおられるところでございます。

○橘(慶)委員 これは、関係者は大変御努力いただいていると思っております。事前に資料もいただいているんですが、まだ解体が進んでいないというところで残っているのが、今御指摘の石巻市四二%、多賀城市四九%、釜石市四九%、福島県の広野町四二%と残っております。そこについては個別の目標を立てながらぜひ頑張っていたいただきたい。これが第一段階であります。

第二段階ですけれども、仮置き場に運んだものをさらにいろいろな形で、リサイクルであれ焼却であれ始末をしていく、このためには、本来は、やはり全国でみんなが助け合っていくというのが本当は望ましい姿であるわけですけれども、皆さん、委員の方々も御存じのように、いろいろな御意見がありまして、そこがなかなか、科学的な問

題だけではなくて、はかどっていない部分もある。まずは、現状においてどの程度受け入れが進んでいるのか、あるいは受け入れを表明している自治体の数など、また政府の要請の状況について伺いたします。

○伊藤政府参考人 今回の大震災で発生した災害廃棄物の量は非常に多く、その量は岩手県で通常の一一般廃棄物排出量の十一年分、宮城県では約十九年分となっております。その処理は被災地の復旧復興の大前提であるわけでございます。

被災県では県内でできる限りのリサイクルあるいは処分を行うこととしておりますけれども、それでも少なくとも岩手県では五十七万トン、宮城県では三百四十四万トンを県外で処理するということを今望んでおられるところでございます。

災害廃棄物の処理につきましては、最大限地域内の施設の活用をすることが前提ではございますが、被災地における処理能力は不足しており、広域処理を進めていくことが不可欠な状況でございます。

既に山形県及び東京都では災害廃棄物の受け入れを実施していただいているところでございます。さらに広域処理を広げることが必要でございます。現在、複数の地方公共団体に受け入れを検討していただいているところでございます。今その具体的な内容についてそれぞれ調整を続けているところでございます。

それから、これまでも、昨年十一月の全国都道府県知事会議において、野田総理大臣及び細野環境大臣から全国の知事に対し、広域処理への協

力の呼びかけをしていただきました。また、十二月には、野田総理から記者会見の場において協力の要請もしていただいているところでございます。さらに、全国地方六団体のうちの知事会を除く五団体につきましても、環境大臣の方から文書で広域処理への協力をお願いしているところでございます。

このほか、受け入れを検討されている地域における住民への説明会等に我々環境省職員、私も含めて出向きまして、御説明をしております。また、パンフレットやホームページ、映像資料の作成など、積極的な広報を展開しているところでございます。今後とも、広域処理に対する国民的な理解が進むよう、環境省を挙げて最大限努力をしていきたい、こういうふうな考えております。

○橘(慶)委員 環境省さんの努力はわかるんですが、環境省さんというのはもともと地方の出先が余りない役所であります。

そして、日本は一つ、霞が関も一つということであれば、やはりここは、地方との関係が深い総務省さんにおかれても、それぞれの自治体において、例えば、そういうことをしようと思ってもいろいろな説明をしていかなきゃいけない。もちろん科学的に安全ということは確実にしなきゃいけないわけですが、科学的に説明がつくものについて、それをやはり皆さんに納得いただいて、困ったときはお互いさまというところへ持つていくために、やはり首長さんたちもいろいろ苦労があると思うんですね。そのあたりを、どういうことをしていけばそれがさらに進むのか。

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

橘慶一郎委員

あるいは、総務省さんからは、幸いなことに、こういう場合に、考えてみれば、全国の都道府県あるいは自治体にたくさんの出向者も出しておられるという状況にもあります。そういうネットワークも含めて首長さんのサポートをしていただく。そういう意味で、何かここで総務省さんが頑張ることによって、この問題、やはり広域処理を受け入れる自治体がふえれば事は前に進むわけですから、ぜひ頑張っていたきたいというのが私のお願いしたいところであります。ぜひ御答弁を一言お願いいたします。

○川端国務大臣 この瓦れきの処理は復興に関しても極めて重要な問題でありますし、現状は環境省さんからのお話のとおりであります。

財政的には、この部分を、補助率引き上げと同時に、その差額分を全額負担するということでの財政上の手当ては済んでいるんですけども、実情でいいますと、先ほどからのお話にありましたように、いろいろな御意見の中で、自治体の皆さんがお決めになる部分に、なかなか議論がうまくいっていない部分もあるということで、個別に環境省さん御努力いただいているように、総務省としてどういう形で御支援できるのかということはおっしゃるように、我々は、県、市町村との窓口、そして人的にも交流がある。これは逆に言うと、県、市町村の皆さんの御意向も、国への要望もある。

我々として、このパイプ役の部分で、できる限りのことは環境省さんとも連携をしながら、細野大臣からも、個別の案件も含めていろいろな形で

の御要請を受けたりもしておりますので、できる限り、自主的に判断される部分にお手伝いできることはしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○橘（慶）委員 恐らくこれは制度論というよりも、個別具体の、今おっしゃったパイプの部分が大事故だと思いますので、よろしくお願いいたします。

済みません、幾つか質問してしまいましたが、本論に入ります。

まず、今回の交付税の特例法の改正であります。最初は技術的なことから始めます。

法律の題名を変えるところで、今までは「東日本大震災に対処するための」から「対処する等のための」ということで、少し目的を広げている題名の改正であります。まず、理由を確認いたします。

○黄川田副大臣 お答えいたします。

法律の題名に関する問いでございますけれども、平成二十三年度の地方交付税の総額特例法につきましては、第一次補正予算の際に設けられ、さらに第三次補正予算の際に、震災復興特別交付税を設けることとあわせて、震災対応であるその趣旨を明確化するために題名の改正を行ったところであります。

そこで、今般、第四次補正予算及び第二次補正予算により増加した地方交付税の額の一部の繰り越しを行うためには、総額特例法の改正が必要となります。

そこで、この繰り越しでございますけれども、

これは平成二十四年度の交付税総額の安定的な確保に資するように行うものでありまして、震災対応とはちよつと趣旨が異なるために、法律の題名についても、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律に改正する、このようにしたわけでございます。

○橘（慶）委員 了解いたしました。この間、前のときには津波のことで一度質問していたものですから、一応確認させていただきました。

次に、二点目ですけれども、今回、第二次補正予算により増加した五千四百五十五億円のうち一千億円を、今ほど黄川田政務官もお話あったとおり、二十四年度の地方交付税に繰り越し交付することができるようにするわけです。

この一千億円というものはどうして出てきたかといえ、東日本大震災に係る当初の災害復旧事業費に基づく算定ルール分、つまり、地方が地方の負担分のうち四・五％をこれで措置するということであつたわけでありまして、その一千四百四十七億の内数としてこの一千億円が出てきた。つまり、この四・五％分の一千億円は地方へ、今のところ交付の申請がないということなんです。

そうすると、これを割り戻しますと、二兆二千三百億円の災害復旧事業ということが今年度はどうも進まない、あるいは繰り越す、あるいは実態がある、ない、いろいろなことがあると思うんです。計算しているとそうなるんですが、まず、この二兆二千三百億円分、その分に当たるものとい

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

橘慶一郎委員

う考え方でいいのかどうか、そしてまた、二兆円ということになれば、もともと三兆円あった災害復旧の事業費のうち一兆円だけが今年度末に執行が終わる、こういう感じで受けとめていいのか。

この辺の背景の御説明をお願いいたします。

○黄川田副大臣 今の橘委員さんからお話あったとおりでありますけれども、まずもって、特別交付税の算定におきましては、災害に係る通常ルー分といたしまして、災害復旧事業費、直轄、補助に一定率、これは県、市町村分合わせて四・五％でありませけれども、これに乗じた算定を行っております。

そこで、東日本大震災につきましても同様の算定を行っております。災害復旧事業に係る国の補正予算額をもとに一千四百四十七億円の算定を見込んでおりますけれども、このうち平成二十三年度中に実施される事業についての各県における執行見込みを踏まえまして、執行見込み九千八百四十四億円、これを踏まえましての四百四十三億円を既に算定して交付したところであります。

そこで、残額の一千四億円に対応する災害復旧事業費の額は、お見込みのとおり、二兆二千三百億円程度と見込んでおられるところでありまして、ただいまお話しされた橘委員さんのお見込みのとおりでございます。

○橘（慶）委員 災害復旧ですから、枠取りするという必要ですし、ただ、これが早いのか遅いのか、そういうことについては、私は予算委員もしてありますので、あとは予算委員会ですらせていただきたいと思います。間違っていると困

るので確認だけさせていただいたということであります。

それでは、次は、二十三年度の特別交付税の三月交付に向けた算定が現在進んでいると思えますが、こういういろいろなやりくりはあるけれども、これは特に被災地外の自治体においてもよく聞かれるんですが、ことしの特交はどうなんだ、こういうことなんです。

いわゆる配分の原資の総額のものについては、二十二年度との比較においてほぼ同じである、ですから、東日本大震災の事象については震災復興特交が行きますから、それ以外の事象についてのおおむね算定になるものだ、こういう解釈でよろしいか確認をさせていただきます。

○黄川田副大臣 昨年は本当に、三・一一東日本大震災、それから台風十二号、紀伊半島も大変な被害を受けました。それから、私も仮設に入っておりますけれども、水の凍結ということで大変な目に遭っておりますが、本当に雪も多くて、各自治体とも特別交付税には関心が大変高いと思っております。

その上で、お話しされました、昨年と比較して特別交付税がどうなっているかということでありませけれども、本年度の特別交付税の総額は、第一次、第二次補正予算での増額によりまして一兆六千九百九十七億円となったところでございます。

このうち東日本大震災関係でこれまでに四千九百十六億円を交付しております、これと今回の繰越分一千億円を除きますと一兆二百八十一億円となりますけれども、これは、昨年度の特別交付

税一兆三百十八億円とほぼ同程度の規模となっておりますものでございます。

さらに、本年度の三月交付においては、被災団体の東日本大震災関係経費は基本的に別枠で確保しております震災復興特別交付税により対応することとしていることから、本年度の例年分の特別交付税額の所要額はしっかりと確保できているものと思っております。

○橘（慶）委員 済みません、おわび申し上げます。黄川田副大臣のことを政務官と申し上げて、失礼いたしました。訂正いたします。

今ほどはありがとうございます。ということはおおむね、ことしも去年並みの算定額はあるということで、あとは特殊事情の問題であります。

今次算定においてどういう特殊事情があるかということなんです、私も、一、二週間前までは雪ということのはことしは余り言えないねというような感じを持っていたわけですが、毎日、このところの報道のとおりでありまして、非常に豪雪になってまいりました。

そんな意味では、日々刻々、さまざまな事情が入ってまいりまして、算定の前に起こったことについては何とか全部ぜひ見込んでいただきたいたいというふうに思っていますが、今のところ、この今次算定における特殊事情の内容をどのようにお考えか、川端大臣にお答えをお願いいたします。

○川端国務大臣 本年度の東日本大震災分を除いた例年分の特別交付税の算定における主な特殊要因としては、七月に発生した新潟、福島の豪雨、

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録 (議事速報)

橘慶一郎委員

八月から九月にかけて発生した台風十二号や十五号などにより被災した地方公共団体において、災害対応に係る経費が多額に上ることが一つは見込まれております。

また、今お話ありました記録的な豪雪により除排雪経費についても多額に上ることが、今もまだ、今一番ピークであります、ということで見込まれるために、安心して除排雪に取り組んでいただくように特別交付税による措置をしっかりと講じていく必要があると考えております。

特別交付税三月分については、現在、三月中下旬の決定、交付を別途として算定作業中でありますけれども、これらの経費を含め、各地の実態を的確に把握し、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないように取り組んでまいりたいと思っております。

○橘(慶)委員 ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

あとは、私はずっと気にしている臨時財政対策債の問題について、幾つかお伺いしてまいりたいと思います。

二十四年度の予算の審議あるいは交付税法の審議は今後ということですが、発表されていることからいえば、川端大臣にも随分御努力いただいて、総務省に大変御努力いただいて、二十三年度を上回る額、八百十一億円プラスで措置いただいていることは大変感謝を申し上げます。また、臨時財政対策債についても、二百六十億円に抑制されたことを評価するものであります。

そこで、二十四年度末の地方の借入金残高及び

臨時財政対策債の残高の見込み、これを二十三年度末と対比して、この予算でどうなるのか、福田政務官の方にお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

お尋ねの件につきましては、地方財政の借入金残高の見込みにつきましては、平成二十四年度末においては二百・五兆円となっております。二十三年度末の二百・四兆円に対し、〇・一兆円の増となっております。

このうち、臨時財政対策債の残高の見込みにつきましては、平成二十四年度末においては四十・八兆円、二十三年度末の見込みが三十六・二兆円、比べまして四・六兆円の増となっております。

○橘(慶)委員 委員の皆様方にもグラフを差し上げております。私はこれで追っかけているわけですが、要は、地方の借入金残高、今、二百・五兆円になるとおっしゃった、大体それに相当するものがこの一番上の数字、これが、二十二年度ですから百九十九・八兆円となっております。二十三年度、東日本大震災という大変なことがあったんですけれども、それをみ込んで二百・四兆円に抑えている地方の努力であります。

この真ん中、ちよつと白抜きになっている三十一万四千百十と書いてありますか、三十一・四兆円というのが臨時財政対策債であります。この白い部分がワニの口が開くようにどんどん膨らんでいく、もうあと二年するとこれが四十になるという話であります。そうすると、全体の二割というところで、やはりここに非常に問題を抱えているなど私は思うわけでありませう。

そこで次の質問ですが、この二十四年度の臨時財政対策債の発行予定額、六兆一千三百三十三億円であります。このうち、財源不足の国、地方折半ルールに基づく、地方が負わなきゃいけないものが三兆八千三百六十一億円なんです。ほとんどの残りが既往債、今まで発行した臨時財政対策債のいわゆる借りかえ、元利償還金分ということ、これが二兆一千五百九十九億円というふうに出てくるわけでありませう。これは結局、期限が到来した臨時財政対策債は、今のところ全て借りかえていくというスキームになっているということでしょうか。

福田政務官、お願いします。

○福田大臣政務官 お答えいたします。

基本的には、地方の財源不足については国と地方が折半して補填するというのを基本としておりまして、国は一般会計からの臨時財政対策債の特例加算、地方は臨時財政対策債の発行により対応しているということで、先生御指摘のとおりであります。このように、臨時財政対策債は地方の負担において償還するものでありますので、巨額の財源不足が生じている中であって、既往債による元利償還金については臨時財政対策債の発行により対処せざるを得ない、そういう状況になっております。

○橘(慶)委員 次の質問とあわせて、今確認をしたいのは、ですから、全額借りかえという形になっているということですかということ、あわせて、その考え方でいくと、要するに、国、地方の財政の折半云々の前に、もう既に義務的に出て

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

橘慶一郎委員

くる借りがえ分といえますか元利償還金分、二十五年分はどうか、あわせてお答えいただけますか、お答えいただけますか。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

二十五年度分については、臨時財政対策債の既往債分に係る元利償還金については二・五兆円、平成二十四年度の二・一兆円に対して〇・四兆円増加する見込みとなっております。

○橘（慶）委員 そういうことで、小さく産んでもどんだん大きく育ってしまってという非常に難しい問題であります。

そこで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、例の夕張問題からこういう法律ができて、再建四指標、これをいろいろ計算して、皆さん発表しているわけですが、この法律に基づく指標の計算の際、債務に臨時財政対策債をカウントせずに算出しているわけであり、その理由を確認いたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率のうち、実質公債費率及び将来負担比率においては、臨時財政対策債の元利償還金について、基準財政需要額への算入を控除して算定をいたしている、これは先生御指摘のとおりでございますが、臨時財政対策債の償還については、基準財政需要額への算入を通じて普通交付税により担保されている、そうしたことから、当該算入額を除くことにより、実質的な公債費及び将来負担を算出しているものでございます。

○橘（慶）委員 このように、一応交付税で見

からということになっているんですが、現実には全部借りがえてくださいということになってまいりますと、本当にこれは大丈夫なのかという問題であります。

そこで、ここで仮定の計算をさきをお願いしております。この臨時財政対策債を実際に債務としてカウントした場合に、いわゆる実質公債費率、よく言われます、一八％で許可団体、二五％、三五％、イエローカード、レッドカードというふうになつていくわけです。この団体の数がどのように変化するかということについて、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

臨時財政対策債の元利償還金は基準財政額に算入され、実質公債費率の算定において控除されているところでございますが、仮に元利償還金を控除しない場合の全都道府県、全市区町村の実質公債費率を平成二十二年度決算ベースで試算をいたしますと、まず一つとして、財政再生基準、三五％以上の団体数は一団体で変わりません。二つ目として、早期健全化基準、二五％以上の団体数は四団体から十三団体に九団体増加をいたします。三つ目、許可基準、一八％以上の団体数ですが、百七十五団体から四百六十団体に二百八十五団体増加をいたします。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。

都道府県の方が厳しいものですか、事前にお示しいただいている資料でも、いわゆる一八％を超えて許可団体になると結構やかましくなるんで

すが、これが都道府県で大体四割近くという数字になってしまふ。だから、やはりかなり危険な水準に達しているということをどうか御理解いただきたいながら、また、共通の認識として臨時財政対策債の抑制なり地方財政の全体的な見直しということに進んでいただきたいと思っております。

時間が限られてまいりました。実はあと二問あったんですが、まとめてまいりますか、片方のお答えだけで結構だと思います。

一つは、黄川田副大臣に予定していたのは、地方議員年金制度の問題で、本委員会の附帯決議でも、去年一年の間に検討してくださいということも申し上げておりました。それを検討していただけるということを簡単に答えただけだと思います。

○黄川田副大臣 それでは、前回とちよつと変わったところございますか、実は、附帯決議以後の状況の変化として、社会保障・税一体改革の中で被用者年金を一元化することとしておりますので、今後は、公務員共済年金が厚生年金に統合されるということを前提として検討を行う必要があるという新たな課題が生じております。

いずれ、これにつきましては、地方六団体、特に議会の三議長会さんのさまざまな意見をお聞きしまして、そしてしっかりと検討していかなきやならない、こう思っております。

○橘（慶）委員 黄川田副大臣を初め、この中には地方議会の経験者の方も多し、私は逆に首長側の経験もあるわけで、そういったいろいろな思いの中で、これからの政治への参加のあり方云々、

平成 24 年 2 月 3 日

衆議院総務委員会速記録（議事速報）

橘慶一郎委員

あるいは年金のポータブル化ということも含めて御検討ください。

何とか最後まで参りました。内閣府の政務官としての福田政務官にお伺いいたします。例の地方の出先機関の見直しの問題であります。

皆さん方にペーパーもお配りしました。なかなか練れた表現をされているなと思っております。アクション・プランにあることを、百でもない、ゼロでもない、少しでも進めたいと。これは百と言つちやうと危ないということでありまして、何でもかんでもやらなきやいけない、ねばならない、ねばならないというのが一番今は危ないと思っております。

ぜひここはじっくりということをお願いしたいんですが、ここに書いてあることの趣旨について、今どうであるのか、ぜひ御無理はなさらないようにということを申し添えながら、最後に御答弁をお願いいたします。

○福田大臣政務官 御指摘のことをよく踏まえて頑張りたいと思っておりますが、そういった意味から、手挙げ方式で、意欲のある関西広域連合そして九州広域行政機構、そちらを中心に、国土交通省、経産省、環境省、三つの出先機関についての丸ごと移管について今盛んに議論をさせていたでいておりまして、アクション・プランに基づいてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○橘（慶）委員 委員会の審議時間は有限であります。たかさんの法律を抱えている総務委員会です。ぜひその辺の審議日程もお考えになつ

て、よろしくお願いしたいと思います。
終わります。